(仮称) 自転車安全利用条例に関する懇話会について

1 概要

県では、自転車の安全利用の促進のため、(仮称)自転車安全利用条例の制定に向けた検討を 行うことといたしました。本懇話会は、条例案の策定に必要な事項について、有識者や関係団体の皆様 の御意見を伺うものです。

2 ご意見を伺う内容

- (1) 自転車事故を発生させないための方策
 - ・県、県民、自転車利用者などが果たすべき責務や役割について
 - ・交通ルールの遵守やマナーの向上について
- (2) 自転車事故を重大化させないための方策
 - ・乗車用ヘルメットの着用等について
- (3) 自転車事故の被害者を救済するための方策
 - ・自転車損害賠償保険への加入について
- (4) その他, 自転車の安全利用を促進するための方策

3 スケジュール (予定)

令和元年11月14日	第1回懇話会
	◇ 懇話会について
	◇ 条例の必要性について
	◇ 条例の論点について
令和元年12月下旬	第2回懇話会
	◇ 条例素案について
令和2年 2月上旬~3月上旬	パブリックコメント(県民の意見を確認)
	◇ 条例中間案について
令和2年 3月中旬~下旬	第3回懇話会
	◇ パブリックコメントの内容等について
	◇ 条例案について